

「ビル&キープ方式の原則化」に係る 移行期間及び移行期間における音声接続料の算定方法

※本文中では敬称を省略しております

KDDI株式会社

2026年10月27日

ビル&キープ方式(以下、「B&K方式」)原則化の意義(一次答申※振り返り)

- B&K方式の原則化は、現状の市場環境から脱却し、事業者・行政双方の規制対応コストの最小化や他社網コスト影響の解消を目指すもの

コスト最小化

- 規制対応・運用コストの削減
- IP網への移行・市場縮退に対応

事業環境の柔軟化

- 他社網コスト影響の解消
- サービス設計の柔軟性向上
- 新規参入の促進

構造的課題の解消

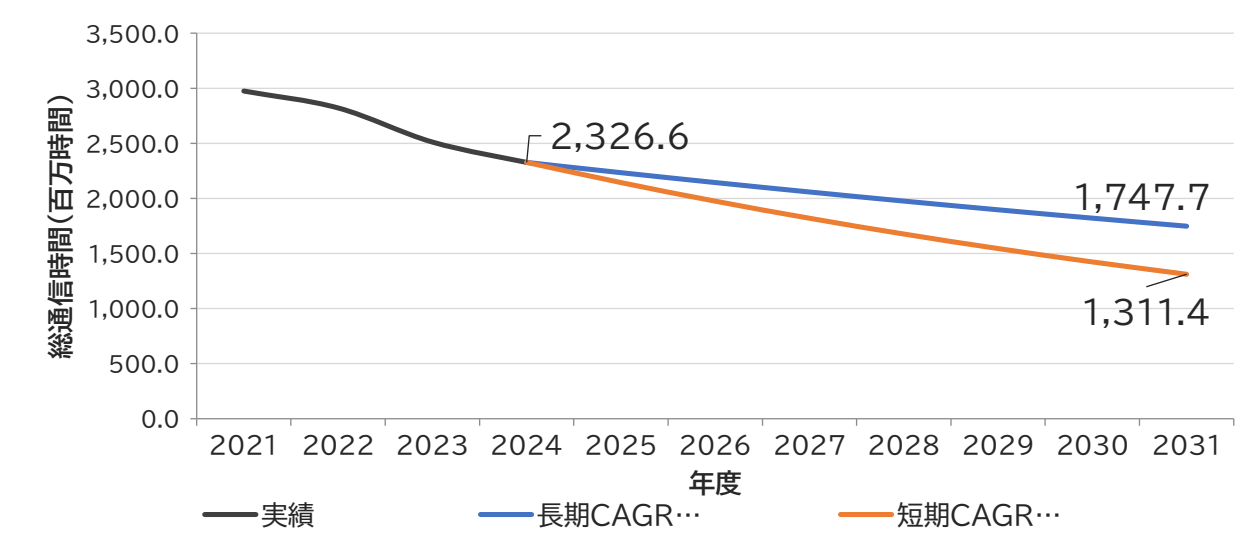
- 接続料の高止まりへの対応
- トラヒック・ポンピング等協議で解決困難な課題の解消

※ネットワーク環境の変化を踏まえた接続政策等の在り方第一次答申(令和8年9月4日)

接続料を取り巻く環境(音声需要と接続料水準の推移)

- 音声需要は縮小傾向で、接続料算定の分母となるトラフィック減少は続き、接続料は上昇の一途をたどる
- 分母のトラフィックが縮小すると、分子の接続料原価の小さな差が接続料水準の大きな差につながるため、効率化した事業者が高コスト事業者の負担をより肩代わりする構造(＝他社網コスト影響の拡大)に

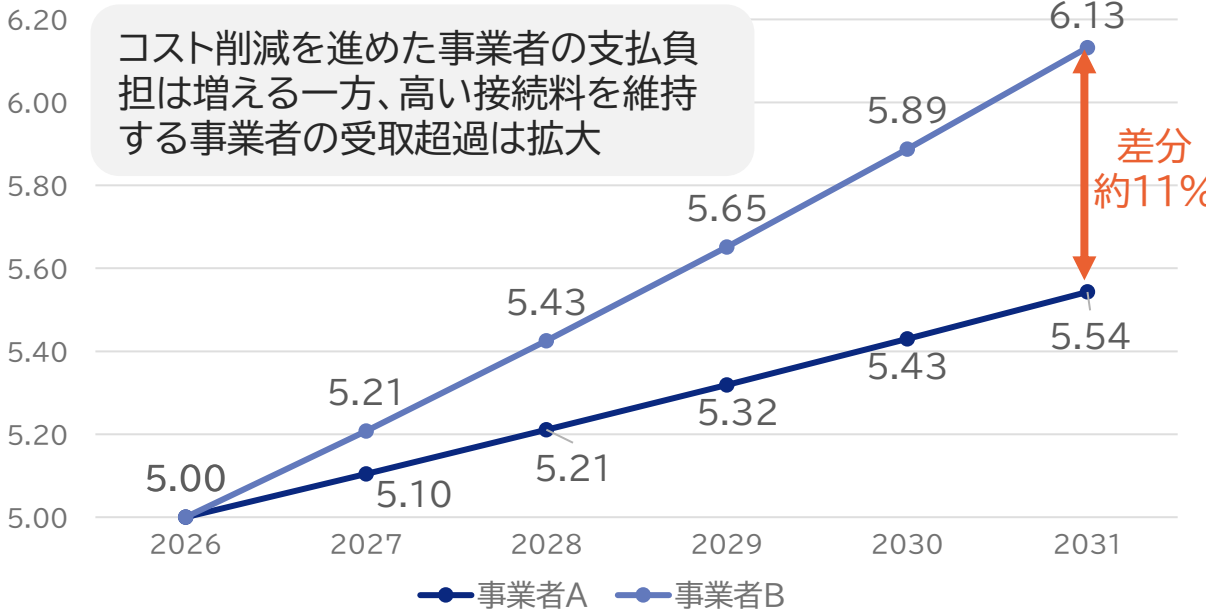
国内総通信時間推移(想定)※当社試算



予測方法		減少率	2031年度	2024年度比
ケース1	2010→2024 長期CAGR	▲4.0%/年	1748百万時間	▲25%
ケース2	2021→2024 短期CAGR	▲7.9%/年	1311百万時間	▲44%

(参考)通信量からみた我が国の音声通信利用状況
https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/market01_05_01.html

コスト削減の有無による接続料水準差(試算)



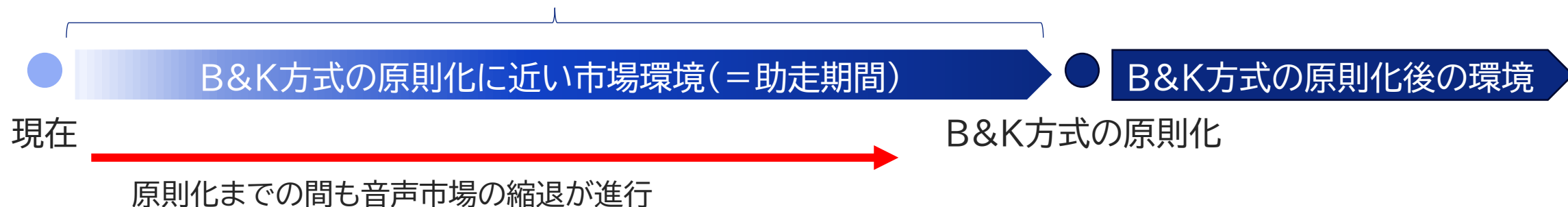
【試算前提】

- 事業者A、Bのトラフィックは同量とし、毎年度トラフィックが▲4.0%/年
- 2026年時点で事業者A、B接続料は同水準(5円と仮定)
- 事業者A:▲2%/年コスト削減実施、事業者B:2026年度からコスト変化なし

移行期間の考え方

- 当社としては、移行期間は不要(激変緩和措置も不要)で直ちにB&K方式の原則化を進めても問題ない。構造的に片務的となる呼(以下、「構造的片務呼」)について精算システムの改修が不要な形で整理されれば、各社速やかに対応は可能
- 仮に移行期間を必要とする場合には、円滑な移行を促進する観点から、原則化前後における急激な変化を生じさせないような配慮が必要と考える
- そのため、移行期間は原則化をただ待つのではなく「助走期間」と位置付け、B&K方式の原則化後の市場環境に近づけていく(段階的適用)ことが望ましいと考える

移行期間を必要とする場合は、激変緩和措置等の
制度整備を進め、円滑な移行を促進



激変緩和措置の考え方

- B&K方式の原則化によって対象呼の接続料精算(受取・支払)がなくなることから、特に中小事業者において原則化前後における急激な接続料収支構造の変化が事業に影響を与える可能性がある
- 原則化までの間も音声市場は縮退し、接続料水準の上昇や事業者間の接続料水準差の拡大が続くと、原則化前後における急激な変化をもたらし、円滑な移行を妨げるおそれ
- そのため、移行期間における激変緩和措置は、事業者の円滑な移行を促進する観点から、B&K方式の原則化を見据えて、接続料の上昇・水準差拡大を抑制するための政策的措置を取ることが肝要。その際は、規制コストを極力かけない方策を検討することが重要

現行制度下で進行する課題

- 接続料算定・検証、事業者間の接続料協議等事業者・行政コストの負担
- 接続料上昇や水準差拡大によって他社網コスト影響が拡大

ギャップ

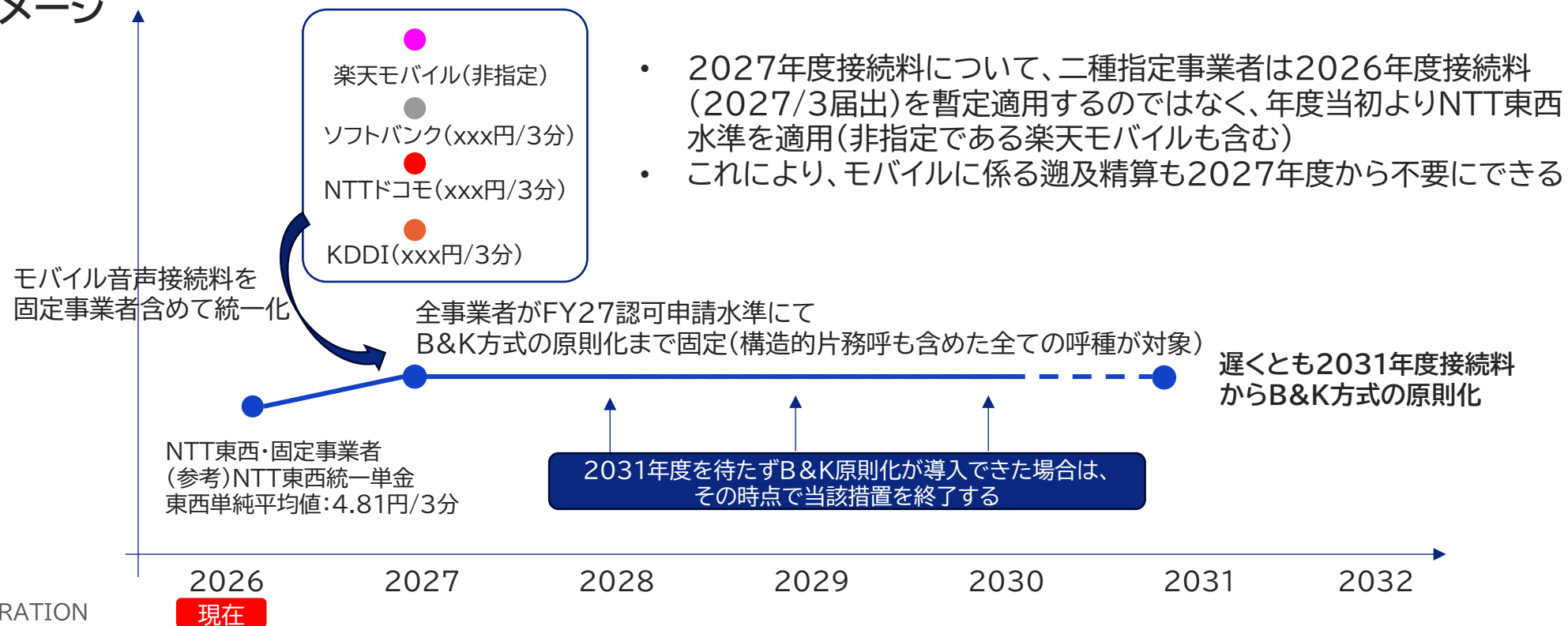
B&K原則化後の姿

- 事業者・行政コストの最小化
(精算・協議や制度運用に係る負担は解消)
- 他社網コストに影響されず自社網コストを自ら回収
(自社のコスト削減努力が適切に反映される環境)

具体的な政策的措置の考え方(提案)

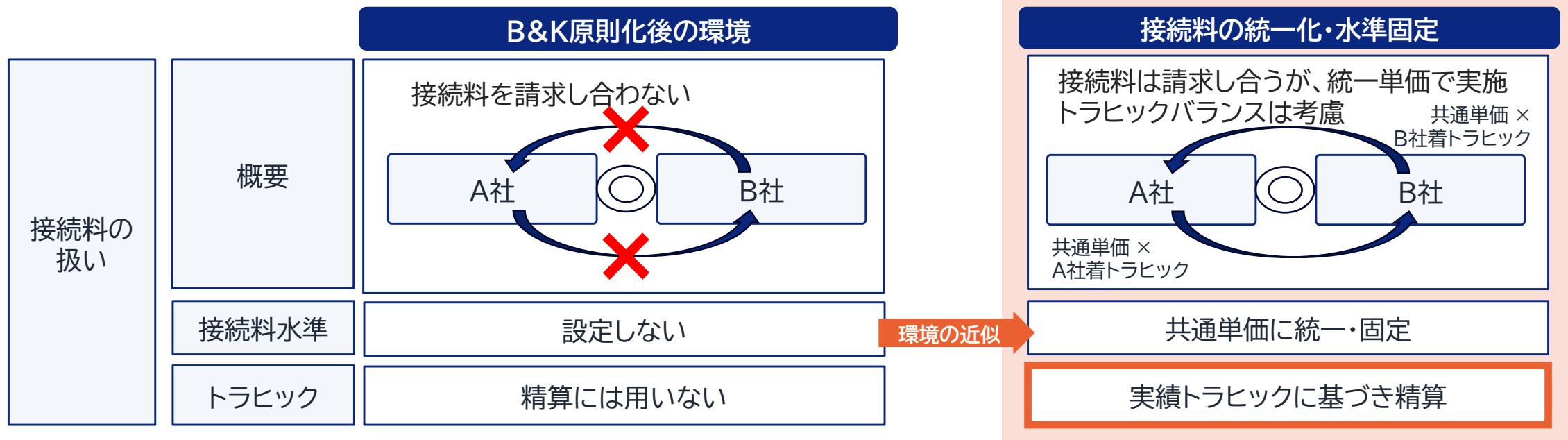
- 事業者・行政コストをかけずに、B&K方式の原則化後の環境に近づける方策として、原則化までの間の期間において、モバイル・固定を問わず全事業者の音声接続料を統一し、水準固定ことが考えられる
- 接続料の統一化・水準固定にあたっては、例えば、FY27年度から現行接続料において最低水準であるNTT東西の統一単金(NTT東西単純平均)水準に合わせることが考えられる

■適用イメージ



接続料の統一化・水準固定がもたらす具体的メリット①

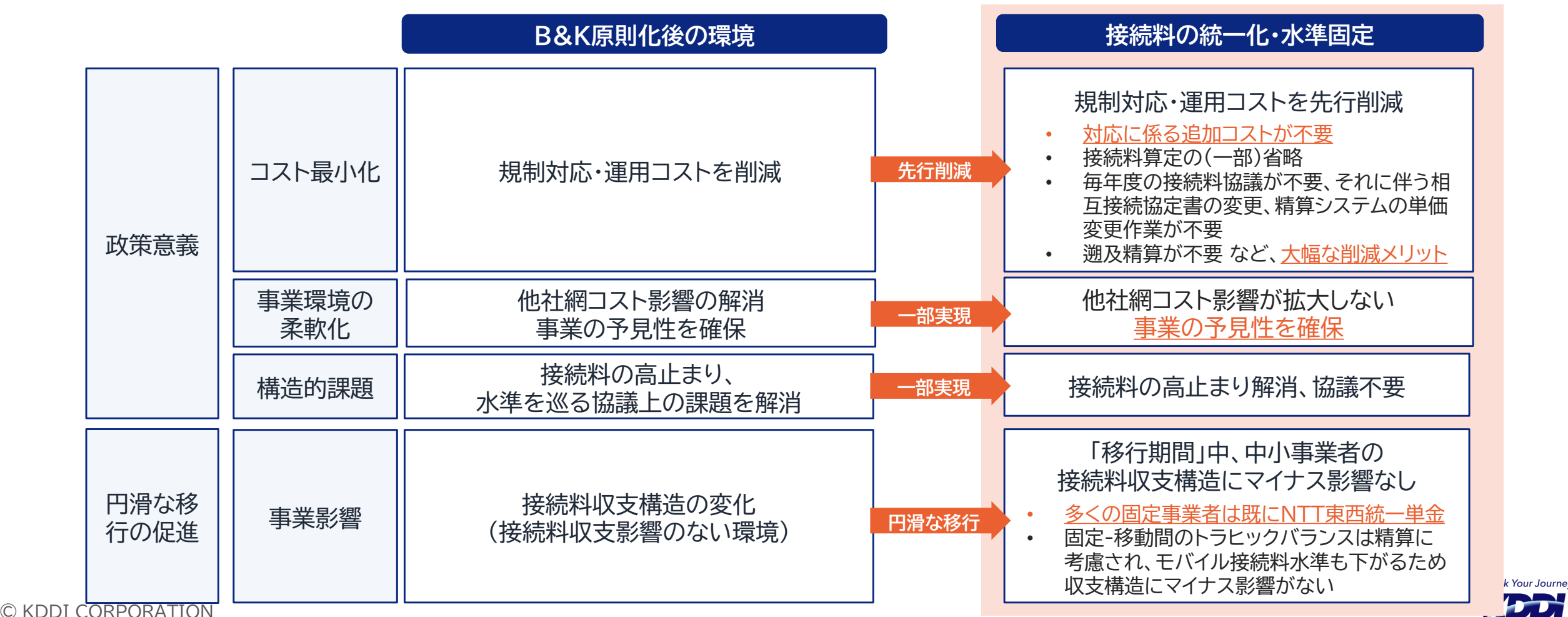
- B&K方式は、双務的な呼において着信側の接続料を請求し合わないこと(トラヒックバランスの偏りは考慮されない)
- 一方、一次答申では、発着信のトラヒックバランスの偏りは、一定の移行期間を設け、事業者のB&K方式への円滑な移行を促進することが適当とされており、接続料の統一化・水準固定は、B&K方式の原則化後の環境に近づけつつ、「移行期間」中のトラヒックバランスの偏りを考慮するものであるため、答申の趣旨とも整合



「移行期間」中はトラヒックバランスの偏りを考慮

接続料の統一化・水準固定がもたらす具体的メリット②

- 事業者・行政双方の規制対応コストの最小化や他社網コスト影響の解消といった政策的意義の方向性とも整合し、また、中小事業者へのマイナス影響がない等、円滑な移行の促進にも寄与



政策的措置の比較

8

- 政策的措置としていくつか考えられるが、その検討や対応に係るコストをかけず(行政・事業者双方)に、B&K方式の原則化後の環境に近づけることを同時に実現できる点で、接続料の統一化・水準固定も有効な選択肢
- 接続料の統一化・水準固定は、B&K方式の原則化の政策目的の一部を、簡素で予見可能な形で先行して取り入れられる方策であると考えられる

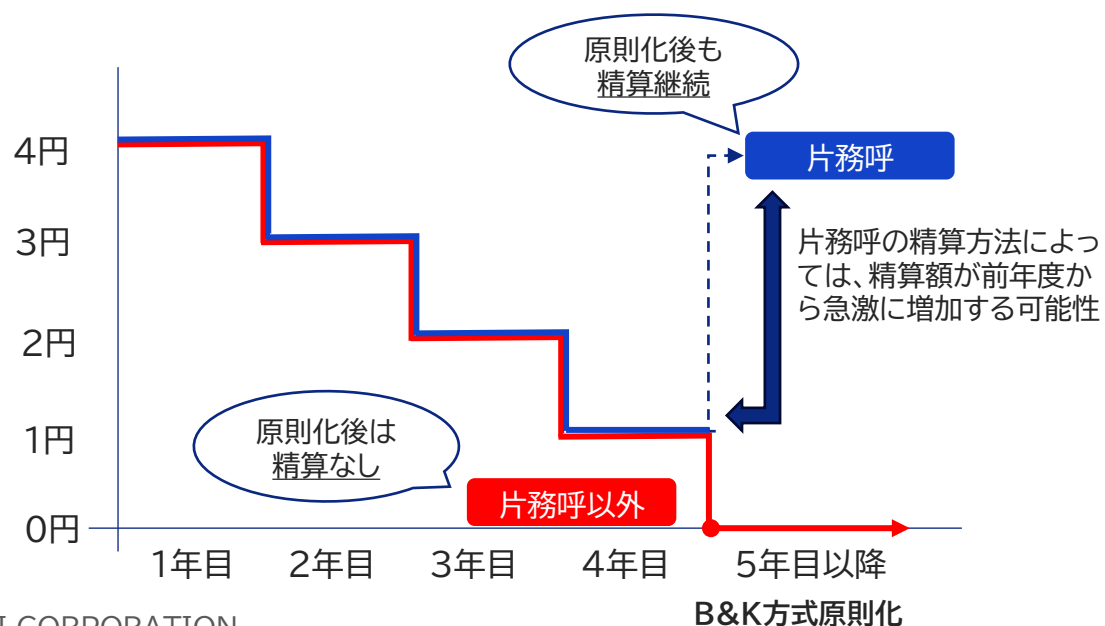
	接続料の統一化・水準固定	ガイドパス	キャップ制	個別調整
概要	全事業者の音声接続料をある水準に統一化し固定する	各社が設定する音声接続料水準を期間に応じて段階的に下げる	各社が設定する音声接続料について、上昇しないようキャップをかける	事業者間の合意に基づき、引き下げ幅を決定する。
政策的措置に係るコスト負担の軽減	△ 適用時期、どの水準に統一するかの議論は必要	△ 適用時期、適用期間、減少額・比率等の議論が必要	× 毎年度、接続料の算定および上限の設定に議論が必要	× 一種・二種接続料の扱いについて議論が必要
事業者間精算に係るコスト負担の軽減	○ 既存の精算システムの変更は不要。遡及精算も不要	△ 既存の精算システムの変更は不要だが、片務呼の精算方法の整理が必要(※)	△ 現状と大きな変わりはない	× 調整方法次第では複雑になり、事業者の追加コストが発生する可能性
B&K方式の原則化後の環境との近接	○ 事業者・行政コスト削減につながりつつ、B&K方式の原則化後の環境に近づく	△ 徐々にB&K方式の原則化後の環境に近づくが、片務呼の精算方法の整理が必要(※)	× B&K方式の原則化後の環境とは異なる	× B&K方式の原則化後の環境とは異なる

ガイドパスにおける構造的片務呼に係る課題

- ・ グライドパスは、最終的な引き下げ水準によっては、構造的片務呼に係る精算額に、B&K方式の原則化前後で大きな乖離が生じる可能性がある
- ・ また、構造的片務呼とそれ以外で接続料を分ける場合、精算システムの改修を要する事業者が出ることが想定されることや事業者間精算が煩雑になる等、検討課題も多い
- ・ なお、全ての呼種を対象とした接続料の統一化・水準固定においてはこれらの課題は生じない

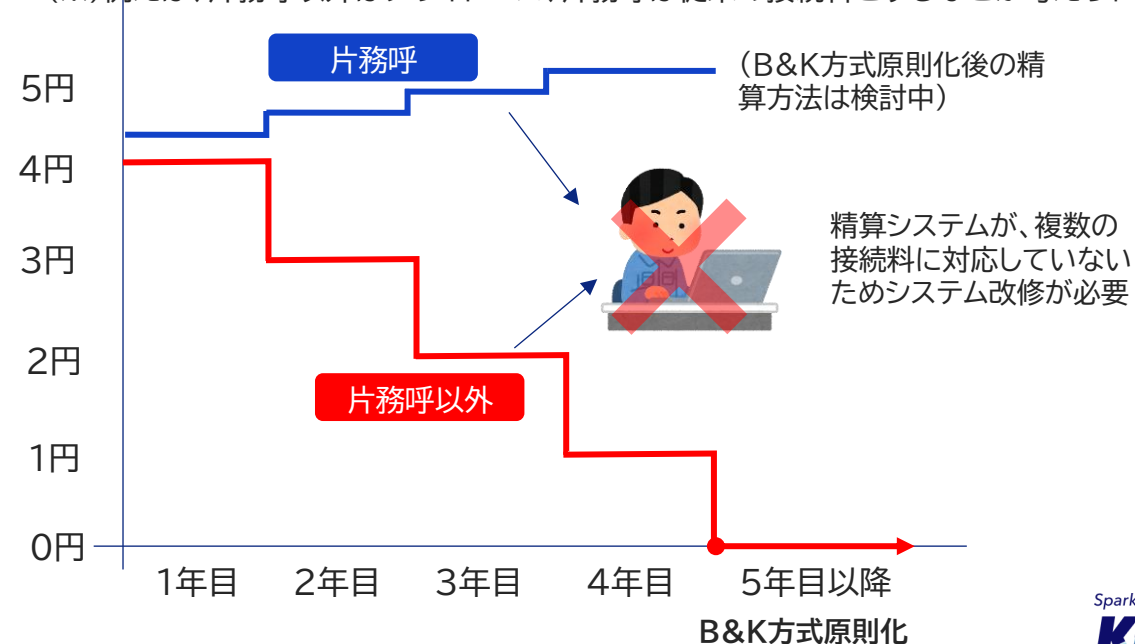
■課題例 グライドパスイメージ:構造的片務呼も含めた全呼種の接続料水準を4年で0円とする場合

課題①:構造的片務呼に係る精算額



課題②:構造的片務呼とそれ以外の呼の接続料の別設定(※)

(※)例えば、片務呼以外はガイドパス、片務呼は従来の接続料とするなどが考えられる



移行期間	- 当社としては、直ちにB&K方式の原則化を進めても問題ない(激変緩和措置も不要) - 構造的片務呼について精算システムの改修が不要な形で整理されれば、各社速やかに対応は可能
激変緩和措置の必要性	仮に移行期間を必要とする場合は、原則化を待つ期間ではなく、B&K方式の原則化を見据えて、事業者の円滑な移行を促進する観点から、B&K方式の原則化後の環境に近づけていくことが重要
激変緩和措置の手法	- B&K方式の原則化までの措置として、モバイル・固定問わず全事業者の音声接続料を統一し、水準固定する手法を提案 - 接続料の統一化・水準固定は、規制コストをかけずに、B & K方式の原則化後の環境に近づけつつ、B&K方式の政策的意義の方向性とも整合するもの。また、中小事業者へのマイナス影響がない等、円滑な移行の促進にも寄与

各項目に対する当社意見

1. 移行期間(原則化の適用時期)についての考え方

移行期間を必要とする理由	当社意見
その他	- スライド3のとおり、当社としては、移行期間及び激変緩和措置は不要であり、直ちにB&K方式の原則化を進めても問題ないとする。現在事業者間で検討中の構造的片務呼については、B&K原則化の意義の一つであるコスト最小化の観点から、精算システム改修等の追加コストが不要な形で整理することが望ましく、またそれにより各社速やかにB&K方式原則化の導入は可能と考える。 - 仮に移行期間を必要とする場合には、円滑な移行を促進する観点から、事業者に対して原則化前後における急激な変化を生じさせないような配慮が必要と考える。特に中小事業者において原則化前後における急激な接続料収支構造の変化が事業に影響を与える可能性があると考えられる。 - そのため、移行期間は原則化をただ待つのではなく「助走期間」と位置付け、B&K方式の原則化後の市場環境に近づけていく(段階的適用)ことで円滑な移行が促進され则认为する。

2. 激変緩和措置の必要性についての考え方

説明を求めるべき項目	当社意見
激変緩和措置(段階的な接続料の引き下げ)を必要とする理由	• B&K方式の原則化によって対象呼の接続料精算がなくなることから、特に中小事業者など、接続料収入への依存度が高い事業者においては、接続料収支構造の急激な変化が事業に影響を与える可能性があると思定される。 • B&K方式の原則化までの間も音声市場は縮退し、音声需要の減少に伴う接続料の上昇や事業者間の接続料水準差が拡大が続くと、B&K方式の原則化前後において、接続料収支構造に急激な変化をもたらし、円滑な移行を妨げるおそれがあると考ええる。 • そのため、移行期間を必要とする場合は、B&K方式の原則化を見据えて、事業者の円滑な移行を促進する観点から、接続料の上昇・水準差拡大を抑制するための政策的措置を取ることが肝要と考える。その際は、規制コストを極力かけない方策を検討することが重要と考える。
激変緩和措置の導入により生ずる問題	• 激変緩和措置の導入により生ずる問題については、採用する手法によって異なる考える。 • 接続料の統一化・水準固定のような簡素で予見可能な手法であれば、複雑な制度設計や精算システムの大幅な改修を回避でき、事業者負担の増大や利用者の混乱といった問題は生じることはないと思定される。

3. 激変緩和措置の手法についての考え方

説明を求めるべき項目	当社意見
採用すべき手法	- 移行期間を設定し、その間、激変緩和措置を実施する場合は、モバイル・固定問わず全事業者の音声接続料を統一し、その水準を固定することが考えられる。 - そのメリットとしては、スライド6-7のとおり、事業者・行政双方の規制対応コストが削減され、他社網コスト影響が拡大せず、事業の予見性も確保できる状況となり、B&K方式の原則化の政策的意義の方向性と整合するものとする。また、固定事業者はすでにNTT東西の接続料水準に統一化されており、中小事業者への影響も少ないため、円滑な移行の促進にも寄与するものとする。
採用すべきでない手法	- 例えば、以下のような手法については、制度設計や運用面で追加的な課題が生じることから、接続料の統一化・水準固定と比較してデメリットが多いと考える。 - グライドパスについては、適用期間、引下げ幅及び最終到達水準等の詳細な制度設計が必要となる。また、スライド9のとおり、最終到達水準によっては、構造的片務呼に係る精算額がB&K方式の原則化前後で大きく変化する可能性がある。 - キャップ制については、接続料の算定・検証が引き続き必要となるほか、接続料の上昇を一定程度抑制できたとしても、事業者間の接続料水準差の解消には必ずしもつながらない可能性がある。 - 接続料水準の個別調整は、指定事業者における接続料算定方法に議論が必要となることに加え、事業者間精算の複雑化を招く可能性がある。

4. 激変緩和措置を実施しない場合における音声接続料の算定方法の考え方

15

説明を求めるべき項目	当社意見
採用すべき手法	激変緩和措置を実施しない場合における音声接続料の算定方法としては、引き続きLRIC方式を採用すべきと考える。
採用すべきでない手法	実績原価方式については、LRIC方式以上の接続料上昇を招く恐れがあり、音声市場の縮退下で他社網コスト影響を拡大させる可能性があることから採用することは適切ではないと考える。

「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

KDDI VISION 2030

